

「手続きはお済みですか？」

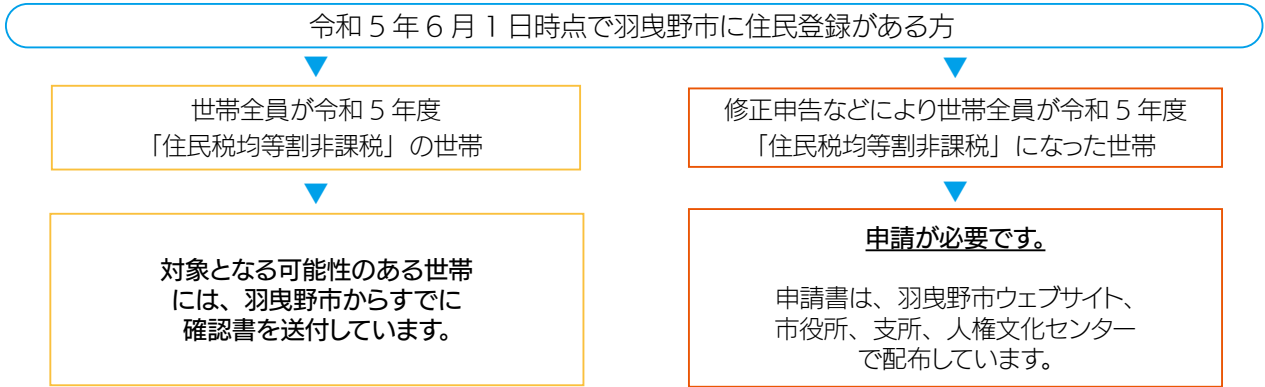
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金のご案内（1世帯あたり3万円）

電力・ガス・食料品等価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税均等割非課税世帯に対して、1世帯あたり3万円を支給します。（1世帯1回限り）



詳細はこちらから

【支給対象と申請の手続き】対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）



必要事項を記入の上、必要書類を添えて
令和5年10月31日(火)【必着】までに提出してください。
【受付窓口】 市役所 本館4階

【支給時期】

確認書（または申請書）の受理後、審査が完了してから3週間後が目安です。
 ※審査の結果については、後日通知します。
 ※この給付金は、所得税などの課税および差し押さえの対象となりません。

【配偶者等からの暴力（DV）を理由に避難されている方】

配偶者等からの暴力を理由に避難され、羽曳野市へ住民票を移すことができない方も、一定の要件により支給を受けることができますので、お問い合わせください。

【注意】

「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください！
 市では、市民の方にATMの操作をお願いすることや、支給のための手数料など振込を求めことはありません。不審な電話があった場合は市役所や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

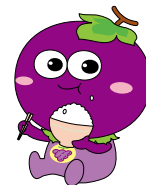


【問合せ】 羽曳野市価格高騰重点支援給付金コールセンター ☎ 072-947-4140（平日9:00～17:00）

令和5年度羽曳野市多子世帯学校給食費助成事業 — 3人以上の子がいる世帯の保護者の方へ

市独自の子育て支援策の一環として、市立小・中・義務教育学校に在籍する第3子以降の学校給食費を助成することにより、多子世帯の経済的負担の軽減を図ります。

- 「受付期間」 10月2日(月)～12月28日(木) ※(土)(日)除く
- 「受付時間」 9:00～17:00 (12:00～12:45除く)
- 「申請方法」 窓口（食育・給食課 / 市役所別館3階）またはオンライン申請
- ※助成の要件や申請時に必要なものなど、詳しくは市ウェブサイトをご確認ください。



詳細はこちらから↓



10月2日～オンラインでも申請できます！

＜対象の例＞

	第1子	第2子	第3子	第4子	助成の対象となる子
例①	大学生	高校生	市立中学生	市立小学生	第3子・第4子
例②	高校生	市立中学生	市立小学生	保育園	第3子
例③	大学生	高校生	私立中学生	市立小学生	第4子
例④	22歳（就労）	20歳（無就労）	高校生	市立小学生	該当者なし
例⑤	市立中学生	市立小学生	幼稚園	—	該当者なし

※この表は一例ですが、大学生を19歳、高校生を16歳と仮定しています。

「問合せ」食育・給食課